

次世代育成支援対策推進法に基づく
株式会社村田蒲鉾店 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年5月1日～令和7年4月30日までの3年間
2. 内容 目標：令和7年4月までに、社員全員の所定外労働時間
3. (休日労働含む) を、
1人当たり年540時間（月45時間）未満とする。

- 《対策》
- ・令和4年5月～ 所定外労働（休日労働含む）の原因の分析等を行う
 - ・令和4年9月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修実施
 - ・令和5年5月～ 各部署における問題点の検討と改善策実施
 - ・令和5年9月～ 各部署の実状を3カ月ごとにチェックし、指導

令和4年 4月30日
株式会社村田蒲鉾店
代表取締役 村田大輔